

# 公益財団法人東京防災救急協会賛助会員に関する規程

制定 平成27年4月1日

改正 令和4年3月3日 (い)

## (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人東京防災救急協会定款第42条の規定に基づき、公益財団法人東京防災救急協会（以下「協会」という。）の賛助会員に関し必要な事項を定め、協会の防災・救急事業の円滑な推進運営を図ることを目的とする。

## (賛助会員)

第2条 賛助会員は、協会の趣旨に賛同し、後援する個人又は団体(法人)とする。

## (入会及び退会)

第3条 賛助会員になろうとする個人又は団体(法人)は、別記様式第1号（個人）又は別記様式第1号の2（団体）に定める入会申込書（以下「申込書」という。）を理事長に提出するものとする。

2 会員が退会しようとするときは、別記様式第2号（個人）または別記様式第2号の2（団体）に定める退会届を理事長に提出しなければならない。

3 会員で次の各号の一に該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 会員である個人が死亡したとき。
- (2) 会員である団体が解散したとき。
- (3) 賛助会費を2年分以上滞納したとき。

4 理事長は、会員がこの法人の目的達成及び運営を阻害し、又はこの法人の名誉をき損する行為があったときは、会員を除名することができるものとする。

5 前各項の場合、既納の賛助会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

## (賛助会費)

第4条 会員は、賛助会費を納入するものとし、賛助会費の基準は、次の各号のとおりとする。

- |              |       |    |              |
|--------------|-------|----|--------------|
| (1) 個人会員     | 1口につき | 年額 | 3,000円       |
| (2) 団体(法人)会員 | 1口につき | 年額 | 10,000円 2口以上 |

## (会費等の用途)

第5条 前条の会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用するものとし、残余を法人会計に使用することができるものとする。

## (改 廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。

(補 則)

第7 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (い)

この規程は、令和4年4月1日から適用する。

式第1号（第3条、第4条関係）（い）

公益財団法人東京防災救急協会賛助会員入会申込書（個人）

年 月 日

公益財団法人東京防災救急協会理事長 殿

氏 名

公益財団法人東京防災救急協会の趣旨に賛同し、賛助会員として入会申込みをいたします。

ふりがな 氏 名			
所 在 地	〒		
電 話 番 号			
賛 助 金 額	下欄の金額を納入します。 (口数及び金額を記入して下さい。年会費1口 3,000円です)		
	口 数	口	金 額 円

協 会 記 入 欄	入会年月日	
	会 員 番 号	

様式第1号の2（第3条、第4条関係）（い）

公益財団法人東京防災救急協会賛助会員入会申込書（団体）

年 月 日

公益財団法人東京防災救急協会 理事長 殿

団体（事業所）名

代 表 者 名

公益財団法人東京防災救急協会の趣旨に賛同し、賛助会員として入会申込みをいたします。

ふりがな 団体（事業所）名			
ふりがな 氏 名			
所 在 地		〒	
担 当 者	部 署		
	氏 名		
	電 話 番 号		
賛 助 金 額		下欄の金額を納入します。 （口数及び金額を記入して下さい。年会費1口 10,000円で2口以上です）	
		口数	口 金額 円

協 会 記 入 欄	入会年月日	
	会 員 番 号	

式第2号（第3条関係）（い）

退 会 届（個人）

年 月 日

公益財団法人東京防災救急協会理事長 殿

氏 名

このたび、 年 月 日をもって、公益財団法人東京防災救急協会の  
賛助会員を退会いたします。

式第2号の2（第3条関係）（い）

退 会 届（団体）

年 月 日

公益財団法人東京防災救急協会 理事長 殿

団 体（事業所）名

代 表 者 氏 名

このたび、 年 月 日をもって、公益財団法人東京防災救急協会の  
賛助会員を退会いたします。